オープンストリートデイ企画運営団体 公募要領

1　事業の目的

中心市街地に「春のにぎわい」を創出するため、行政が道路開放等の環境整備を行い、民間主体で独自企画を運営する「官民共創型」のイベントを試行的に実施します。本事業を通じて、持続可能な交流の促進とまちづくりを担う人材の発掘を図ることを目的とします。

2　イベント開催概要

⑴　開催日時：2027 年 5 月 15 日（土）10:00～15:00（設営・撤去時間除く）

⑵　開催場所：大開通り（一部区間：約 450m、ブロック計約 405m）

⑶　募集数　：最大 5 団体

※複数ブロックの応募も可能



3　役割・責任分担

区分	市（行政）	採択団体(民間)
役割・責任	・交通規制等の手続き ・全体警備（警備員配置）及び全体安全管理 ・共通インフラ（電源工事・全体放送設備）の整備 ・ブース用テント（規格 3.6m×5.4m、1 ブロックにつき 2 張程度）設置 ・市広報紙・Web 等でのイベント全体の周知　等	・ブロック内における企画立案・設営・運営・撤去 ・道路使用許可、暴力団排除の照会のほか、企画実施に必要な個別の許認可手続き ・ブロック内の安全管理・事故対応及び参加者に係るイベント保険の加入 ・ブロック内のゴミ処理・清掃及び持ち帰り徹底 ・各企画に特化した広報・集客努力　等

4　応募資格

以下のいずれかに該当し、かつ共通要件を満たす団体。

⑴　事業者、経済団体、地域団体等で構成される実行委員会等の複数名による協議体

⑵　市民団体、学生グループ等

【共通要件】

⑴　代表者が市民（市内に在住、在勤または在学する者）であること

⑵　市税を滞納していないこと（法人の場合は法人格の市税、任意団体の場合は代表者の市税）

⑶　暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

⑷　政治活動及び宗教活動を行わないこと

5　補助金（オープンストリートデイ企画運営補助金）

試行的な挑戦を資金面で支援するため、採択団体に対し補助金を交付します。

⑴　補助率・上限額

補助率：補助対象経費の 10/10 以内

上限額：1 ブロックあたり 200,000 円

⑵　補助対象経費の考え方

本補助金は、企画実施に必要な直接経費を支援するものです。そのため、事業終了後も継続して使用可能な汎用性のある物品等（備品類）の購入費は、対象外とします。また、実施形式や事業内容（販売／体験・展示等）によって対象経費の扱いが異なります。

ア　「販売（飲食・物販など)」を目的とする出店の場合

・商品の仕入れ代金や調理・販売用商品の材料費は、理由を問わず補助対象外です。
※補助金の換金にあたるため

・来場者のための飲食・休憩スペース（テーブル・イス等）の借上料や、空間演出・設営・広報にかかる経費は補助対象となります
※例：キッチンカー出店者が設置する客席用テーブル・イスのレンタル料や搬入費等

イ　「体験・ワークショップ・展示等」を実施する場合

・ワークショップや体験企画で参加者が使用する材料費・消耗品費は、補助対象経費となります。

⑶　収益（参加費・入場料等）が発生する場合の取扱い（通算ルール）

体験・ワークショップ等で参加費や入場料などの自己収入を得る場合は、原則として総事業費（補助対象経費）から自己収入を差し引いた「実質的な自己負担額（赤字分)」を補助金額とします。

計算イメージ　補助金交付額 = 補助対象経費の合計 − 自己収入（参加費等の売上）

・自己収入により実質負担がない場合（収支がプラスまたはゼロになる場合)、補助金は交付されません。

⑷　ブロック内で「補助事業」と「収益事業（販売等)」を併設する場合

同一ブロック内で、補助金を申請する企画（ワークショップ等）と、自立的な販売活動（商

品の販売等）を併設する場合は、会計（収支管理）を明確に分離してください。

・会計が分離されていない（一括管理されている）場合、販売事業の売上もすべて収益控除（総事業費からの差し引き）の対象となります。

※ただし、体験・ワークショップ等において、参加者から徴収する「材料費実費」等の自己収入は、自主事業（販売）の売上とはみなしません。補助金額の算定時に自己収入分を控除します。

⑸　補助対象・対象外経費の区分一覧

	対象となる経費の例	対象外となる経費の例
経費区分	・客席用テーブル・イス、テント、音響機器等の借上料（レンタル料）・搬入費 ・ワークショップ等の材料費・消耗品費 ・広告宣伝費（チラシ印刷代等） ・イベント保険料 ・外部専門家（講師）等の謝金・旅費 ・その他、企画実施に直接必要と認める経費	・販売目的の商品の仕入れ代金・調理用材料費 ・汎用性のある機器・物品等の購入費・賞品・景品・記念品代 ・自社スタッフ等の人件費 ・食糧費・交際費 ・その他、企画実施に関係のない経費

※　個人からの物品（搬入用の軽トラック等）の借上料については、借上点数に関わらず、１件あたり上限 10,000 円とします。

※　スタッフの衣装代（服・靴・小物等を含む一式）は、１人あたり上限 5,000 円とします。

6　提出書類・応募期間

⑴　応募期間：2026 年 10 月 13 日（火）～2026 年 11 月 20 日（金）

⑵　提出書類：ア　企画応募申込書
イ　実施団体概要書
ウ　事業計画書
エ　収支予算書（収益を伴う場合は収益見込みを含む）
オ　その他　見積書（補助対象経費の内訳がわかる資料）等

⑶　提出方法：前項の書類を市 HP の応募フォーム又は以下アドレスにメールで提出

ア　市 HP　https://www.city.toyooka.lg.jp/sangyo/1021071/shokoshinko/1039031.html

イ　メールアドレス　ecovalley@city.toyooka.lg.jp

7　実施スケジュール（予定）

時　期	内　容
2026 年 10 月 13 日～11 月 20 日	応募受付
12 月上旬	企画プレゼン（予定）
12 月中旬	審査結果通知（採択候補者の決定）
2027 年 1 月～３月	採択候補者との個別調整 補助金交付申請書の提出・交付決定
４月１日以降	概算払いの必要有無に応じて補助金請求書の提出

5月15日	イベント当日
6月中旬	実績報告書の提出、補助金額確定・精算

8　選定基準（案）

提案書類に基づき、「オープンストリートデイ企画選定委員会」において以下の評価項目により総合的に審査・選定します。

審査項目	評価の観点・留意事項
①企画の魅力・にぎわい創出度	・来場者を惹きつける魅力がある内容か ・大開通りの「春のにぎわい」創出に寄与するか ・一部だけでなく多くの人が楽しめる内容か
②地域・商店街への配慮	・ゴミ処理等の対策、騒音、臭い、道路等、周辺店舗や地域住民、通行人に迷惑をかけない配慮が具体的か
③独自性	・他の出展と重ならないような独自の内容か ・全体のバリエーションを高める可能性があるか
④継続性・発展性	・今後も継続の見込みがあるか ・「まちづくりの担い手」としての発展性があるか
⑤実現可能性・安全管理	・実施スケジュール、人員体制、収支予算が現実的な計画か ・雨天時の具体的な対応策が考慮されているか ・設営・撤収、緊急車両の動線確保（緊急時の対応含む）、関係機関への個別許認可等、具体的に考慮されているか
⑥空間活用の妥当性・効率性	・応募範囲に見合った企画か

【選定に関する特記事項】

・各審査員の評価点を集計し、上位者を採択団体（内定）とします。
・応募数が上限（5 ブロック）に達しない場合等は、必要に応じて個別に企画調整・追加募集等を行います。
・内定のあった企画について、区画の配置は委員会が行います。
・審査結果は 2026 年 12 月中旬頃に、「採択（不採択）通知書」により応募者へ通知します。
・プレゼンテーションを予定しています。実施日は別途ご連絡します（12 月上旬予定）。

9　実施にあたっての遵守事項及び必要な手続き

採択団体は、自らの責任と負担において関係機関への手続きを行うとともに、法令を遵守してください。

⑴　保健所関係：食品を扱う場合の臨時営業許可取得、手洗い設備の設置、食中毒予防対策等
⑵　消防署関係：火気使用時の露店等開設届出、消火器の配置、ガソリン等危険物の持ち込み制限等
⑶　著作権関係：BGM や生演奏等で音楽を使用する場合の JASRAC 等への許諾申請及び使用料支払等
⑷　その他　　：道路交通法、暴力団排除条例等の関係法令の遵守等

10　禁止事項

安全で円滑なイベント運営及び沿道店舗・住民とのトラブル防止のため、以下の行為を固く禁止します。違反が確認された場合、指示に従わない場合は企画の中止又は参加を取り消すことがあります。

⑴　安全・施設防護に関する禁止事項

・球技（サッカー、野球、ドッジボール等)、飛翔物（ドローン、フリスビー、水鉄砲等）の使用（アーケード照明・店舗ガラス損傷等の防止)。

・道路アスファルト、アーケード支柱、街路灯等への釘打ち、アンカー固定、削孔、塗料・粘着テープ等による固着・汚損行為。

・転倒・飛散防止対策が施されていない大型看板・テント等の設置。

⑵　道路使用・区画に関する禁止事項

・指定されたブロックをはみ出した什器配置、客待ち列の放置。

・指定時間外の車両進入及び指定場所以外への車両の据え置き。

・緊急車両の動線を閉塞させる構造物等の設置。

⑶　近隣配慮・環境に関する禁止事項

・沿道にある既存店舗の出入口、看板、ショーウィンドウを塞ぐ配置や動線遮断。

・沿道既存店舗と同業種の競合商品を事前調整なく直前・目の前で販売する行為。

・油・タレ・汚水等の道路・側溝への直接排出、及び清掃不備・ゴミ放置。

11　音量制限・騒音管理

沿道店舗・住宅地が近接する環境に鑑み、音量については以下の制限を設けます。

⑴　許容音量　　：目安として、沿道店舗や他ブロックの運営、通行人の妨げにならない範囲（近接ブロックとの境界で 65db を超えない又は近接ブロックと通常の会話が可能な程度）とします。

⑵　音響機材制限　：大型アンプ、大出力スピーカー、ドラムセット、未加工の金管楽器等の大音量機材の持ち込みは禁止します。ポータブルスピーカー（小出力）やアコースティック生楽器等の小編成演奏のみ可とします。

⑶　演奏時間制限　：マイク使用や音源再生等のプログラムは 1 回あたり最大 20 分以内とし、連続実施を避け、十分なインターバル（無音時間）を設けてください。

⑷　運営指示　　：近隣店舗・住民から苦情が入った場合又は事務局が著しい騒音と判断した場合は、許容音量の範囲に関わらず減音・中止を命じます。団体は必ず指示に従ってください。

12　雨天・荒天時の対応及びキャンセル規定

⑴　中止・決行の判断基準

・小雨決行とします。

・兵庫県北部に「警報（暴風・大雨等)」が発令されている場合、又は強風等により事務局が危険と判断した場合は中止とします。

・中止判断は「前日 17:00」又は「当日 6:00」に行い、各団体代表者へ連絡します。

⑵　キャンセル及び費用補償の取扱い

・自己都合キャンセル：採択確定後の自己都合による辞退の場合、補助金は交付されません。準備に要した費用の補償も行いません。

・不可抗力・荒天中止：事務局判断により開催前に中止となった場合は、中止決定までに発生した補助対象経費（印刷物制作費、キャンセル料等）に限り、証憑書類（領収書等）を確認の上、上限 20 万円の範囲内で実費精算（補助金交付）を行います。

・その他中止に伴う商品の仕入れ損失、見込み利益の損害等について、市は一切の補償を行いません。

13　補助金の概算払い及び事業完了後の手続き・補助金の精算

⑴　補助金の概算払いについて

・事業の実施上、事前に資金が必要と認められる場合は、交付決定額の範囲内で概算払（前払い）を行うことができます。希望する場合は、担当者にその旨を申し出てください。

⑵　実績報告書の提出

・イベント終了後、30 日以内に、以下の書類を提出してください。

ア　事業報告書

イ　収支決算書

ウ　領収書その他支払が確認できる書類の写し

エ　作成した広報物・パンフレット等の実績物

オ　その他市長が必要と認める書類

・提出された実績報告書等を審査・確認のうえ、補助金額を確定します。

・団体が撮影した写真等について、市の広報等で無償使用できるものとします。

14　免責事項・採択の取り消し等

⑴　免責事項

・各ブロック内での事故、盗難、来場者・第三者とのトラブル、及び天災地変等の行政の責に帰さない事由により生じた損害について、市は一切の責任を負いません。

⑵　採択の取り消し

・提出書類の虚偽記載や、法令・公募要領違反などがあった場合は、採択の取り消しや補助金の返還を求めることがあります。

・採択を取り消した場合の実施者に生じた損害について、市は一切の責任を負いません。

・調整に伴い、事業が開催できない可能性があります

15　事業の変更・中止に関する注意事項

本事業は公道の通行止めを伴うため、警察等関係機関との協議および沿道住民等関係者への合意を前提として実施します。

審査・採択後であっても、協議・調整の結果、安全の確保や周辺環境への配慮等の観点から許可が得られない場合又は実施条件の充足が困難と判断された場合は、企画内容の変更、実施の取

り消し（採択の撤回）又は事業の中止とする場合があります。なお、これに伴い生じた不利益や損害について、市は一切の責任を負いません。

16　問い合わせ・提出先

豊岡市産業経済部環境経済課
〒668-8666　兵庫県豊岡市中央町２番４号
TEL：0796-23-4480　FAX：0796-24-7801
E-mail：ecovalley@city.toyooka.lg.jp